

■■受験対策ミニ講座 20号■■

厳しい寒さが続きますが、木々は寒風の中で芽吹きのをたくわえ、球根たちは雪の下で花開く準備をしています。明けない夜はなく、寒さの次には必ず暖かい春がきます。明るい季節をイメージして、もうひと頑張りですね！

国家試験直前の科目は「保健医療サービス」としました。この科目は試験では午前中の最後に登場します。頻出項目は医療保険制度、診療報酬などですが、高齢、障害、現代社会と福祉、社会保障、福祉行財政・福祉計画など、福祉政策全般と関連のある科目です。

第20問《保健医療サービス》—————

〔28回73〕医療法に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 市町村は、医療機関に関する医療機能情報を集約し、住民に提供する。
- 2 退院療養計画書には、患者の退院後の療養に必要な保健医療又は福祉サービスに関する事項が記載されている。
- 3 入院診療計画書には、リハビリテーションに関する事項は含まれていない。
- 4 医療にかかる安全管理のための委員会の開催は、無床診療所にも義務付けられている。
- 5 医療計画における医療の確保に必要な事業の中に、災害時における医療は含まれていない。

■Plus Column・・・・・・

【最後まであきらめずに！】

いよいよ国家試験ですね。これまで学んできたこと、積み上げてきた実践に自信をもち、落ち着いて当日をむかえて下さい。試験は体力勝負！とも言われます。食事もしっかりとって、万全の体制で臨みましょう。

直前になって準備不足を自覚し、弱気になったりしていませんか？難解なことで知られる試験でもあり、準備に「完璧」はありませんが、基本的な知識をもとにして落ち着いて考えれば、正解が導けるという一面もあります。

例年、「申し込んだが受験しなかった」という方がいらっしやいます。「当日発熱」等のいたし方ない事情でない限り、ご自分の「実力を試すチャンス！」と位置づけて、挑戦してみてください。集中して福祉に関することを考える時間は「福祉の今」を考えるチャンスともなります。

仮に「0点だったかな・・・」と思う科目があっても、試験後に「不適切問題」が発表されると、その問題は「全員正解の扱い」とされることがあります。また、最終的な調整として「難易度による補正」が行われることもあり、合否は最後までわかりません。

この試験は、人を蹴落として自分だけがのし上がる競争試験ではなく、合格基準点以上であれば合格できる理解度確認の試験です。決して諦めず、最後まで全力を尽くしてください。

“時間配分を考えて・超難解な問題には時間をかけすぎず・「2つ選べ」を見落とさない”この3つを最終確認事項として、養成所一同、みなさまの御健闘を心より、お祈りしています。

がんばってください！！

〔28回 73〕の正解と解説

医療法に関して正しいのは2。

医療法に基づく「医療計画」では「5 疾病 5 事業および在宅医療」について、医療資源の効果的活用、連携の機能確保、数値目標の設定が行われます。5 疾病とはがん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患。5 事業とは救急・災害時・へき地・周産期・小児医療。在宅医療については、地域連携クリティカルパスの普及などが盛り込まれています。

1×

市町村は、医療機関に関する医療機能情報を集約し、住民に提供する。

医療機関に関する医療情報を集約し、住民に提供するのには都道府県の役割。

2○

退院療養計画書には、患者の退院後の療養に必要な保健医療又は福祉サービスに関する事項が記載されている。

3×

「入院診療計画書」には、リハビリテーションに関する事項は含まれていない。

「入院療養計画書」には、入院中の検査、手術、投薬、リハビリテーション計画なども記載されます。

4×

「医療にかかる安全管理のための委員会」の開催は、無床診療所にも義務付けられている。

「安全管理委員会の開催」は、入院施設を有する診療所、助産所には義務付けられていますが、無床診療所には義務付けられていません。

5×

「医療計画」における医療の確保に必要な事業の中に、災害時における医療は含まれていない。

災害時医療も含まれています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発行者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
